

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 246 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について

今回は、2022年3月17日に企業会計基準委員会（ASBJ）より公表された改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「改正実務対応報告」という。）について、その概要を解説します。

### 【公表の経緯】

ASBJは、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっていることを受け、2020年9月29日に実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「2020年実務対応報告」という。）を公表しました。

2020年実務対応報告の公表時には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、公表から約1年後に金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定としており、今般、その取扱いが定められたことで改正実務対応報告が公表されました。

なお、今回の公表時点で、米ドル建LIBOR及びそれ以外の通貨建てのLIBORに関する不確実性が完全になくなったということでもないため、金利指標置換後の取扱いについて再度の確認を行う時期を1年後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととされています。

### 【会計処理の概要】

金融商品会計基準及び金融商品実務指針では、ヘッジ取引の契約条件変更時の取扱いに関して定めがなく、LIBORの恒久的な停止に伴う後継の金利指標への置換に係る契約の切替を行った場合、法的には既存の契約を終了し新たな契約を締結することとなるため、ヘッジ会計の適用を終了又は中止することになると考えられます。

しかし、上述のLIBORの恒久的な停止や、それに伴う金利指標の置換は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避的に生じる事象であるため、そう

した事態を想定して開発されていない会計基準を当てはめた場合、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さず、結果として、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながらない可能性があると考えられます。

そこで、以下の金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用している場合の会計処理について、金利指標置換前、置換時、置換後のそれぞれについて特例的な取り扱いを定めています。

- (1) LIBOR を参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更のみが行われる金融商品
- (2) (1)の契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品

#### 【2020 年実務対応報告からの主な改正点】

##### 1. 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の延長

米ドル建 LIBOR の一部のターム物の公表停止時期が 2023 年 6 月末に延期されるアナウンスメントが正式になされたことに伴い、2020 年実務対応報告では 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までとされていましたが、米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建ての LIBOR を分けることなく、一律に 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに延長されました（改正実務対応報告第 14 項から第 18 項）。

##### 2. 金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理の取扱い

金利指標置換後に、金融商品会計に関する実務指針第 178 項の(5)以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続することができることが明確化されました（改正実務対応報告第 19 項なお書き及び第 19-3 項）。

なお、この取扱いは振当処理にも適用することができます。

以上